

衆議院法務委員会ニュース

【第 198 回国会】令和元年 5 月 24 日（金）、第 19 回の委員会が開かれました。

1 民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 51 号）

- ・山下法務大臣、中村文部科学大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・串田誠一君（維新）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、立憲、国民、公明、共産、社保、柚木道義君（無） 反対一維新）
（質疑者）藤野保史君（共産）、遠山清彦君（公明）、鬼木誠君（自民）、松平浩一君（立憲）、松田功君（立憲）、井出庸生君（社保）、森田俊和君（国民）、源馬謙太郎君（国民）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

藤野保史君（共産）

- （1） 社会的養護を必要とする外国にルーツを持つ子供の実態把握
 - ア 全国で社会的養護を必要とする外国人の子供の実態把握の有無
 - イ 虐待を受けている外国人の子供の養護相談についての調査を国として行う必要性
 - ウ 外国人材の受入れ拡大に伴い社会的養護を必要とする外国人の子供の実態等の把握の必要性についての法務大臣の見解
- （2） 児童養護施設等の施設の小規模化
 - ア 児童養護施設等の施設の小規模化は必要であるが少数の職員で対応することになり経験年数の短い職員が辞めてしまうという悪循環が生じてしまうとの 5 月 22 日の当委員会における影山参考人の意見に対する厚生労働省の見解
 - イ 都道府県間における児童相談所間の連携の現状
- （3） 特別養子縁組
 - ア 家事事件手続法上対応していると 5 月 22 日の当委員会において大村参考人から説明のあった 15 歳未満の養子候補者の意思を適切に把握する具体的な方法
 - イ 特別養子縁組の養親が養子に対して行う真実告知の在り方についての法務省の見解
- （4） 子供の手続代理人制度の改善を求める意見に対する法務大臣の見解
- （5） 家庭裁判所調査官
 - ア 家庭裁判所や家庭裁判所調査官の果たすべき役割がますます増大していることを踏まえ、子供の利益が損なわれないよう家庭裁判所調査官の増員を検討する必要性
 - イ 家庭裁判所調査官の役割が増大していることについての最高裁判所当局の認識の有無
- （6） 本法案施行後の特別養子制度の運用状況を踏まえ、適切な時期に見直しが必要との考えに対する法務大臣の見解

遠山清彦君（公明）

- （1） 特別養子縁組の養子候補者の上限年齢の引上げ
 - ア 上限年齢の引上げは、子供に安定した家庭養育環境を提供し、子供の成長に資するという特別養子制度の本来の趣旨から逸脱するものであるとの意見に対する法務大臣の見解
 - イ 15 歳以上の者に特別養子縁組が認められる要件である「やむを得ない事由」の具体的内容
 - ウ 上限年齢の引上げにより養親と年齢が近接する可能性があることにより生じる問題の有無についての法務大臣の見解

- (2) 実親が未成年の場合
 - ア 特別養子縁組への実親の同意の主体となり得るか否かの確認
 - イ 未成年の実親が同意をするか否かの判断をするに当たっての当該未成年の実親の親権者や未成年後見人等の関与
- (3) 法律上及び実務上の養親希望者の上限年齢の有無
- (4) 特別養子縁組の養子候補者の上限年齢の引上げにより生じる養子候補者に子がいる場合の取扱い

鬼木誠君（自民）

- (1) 家制度を廃止した昭和 22 年の民法改正以降の養子制度に対する考え方の変遷・歴史
- (2) 特別養子制度において実親子間のつながりを何らかの形で保障する仕組みの検討が必要との 5 月 22 日の当委員会における影山参考人の意見に対する法務省の見解
- (3) 特別養子が自らの出自を知るための記録等の開示請求への対応状況及び実親に会いたいとの要望があった場合の対応
- (4) 里親制度と特別養子制度との違い及び里親制度における里親と里子との法律上の関係性
- (5) 特別養子縁組をした家庭に対する支援についての法務省の見解
- (6) 子供の福祉のため早期に法律上の親子関係を安定させるべきとの観点から、本法案における養子候補者の上限年齢の引上げにより、養親希望者が養子候補者との相性を見るため、特別養子適格の確認の審判の申立てを先延ばしにしようと考え得ることへの懸念及びそのような場合の対応策についての厚生労働省の見解
- (7) 比較的年齢が高い特別養子及びこのような養子を受け入れる養親のそれぞれに対するケアについての厚生労働省の見解

松平浩一君（立憲）

- (1) 再度の特別養子縁組及び特別養子縁組の離縁
 - ア 特別養子縁組によって養子となった者が、別の者との間で更に特別養子縁組をしてその者の養子となることの可否
 - イ 上記アの場合における前の特別養子縁組の効力
 - ウ 特別養子縁組が成立した場合の実方との親族関係の終了を規定した民法第 817 条の 9 の「実方の父母」に前の特別養子縁組の養親が含まれていることの確認
 - エ 特別養子縁組の離縁による実方との親族関係の回復を規定した民法第 817 条の 11 の「実父母」に前の特別養子縁組の養親が含まれているのか否かの確認
 - オ 昭和 62 年 8 月 25 日の当委員会における特別養子縁組を再度する場合の「運用の面ではいろいろと要件の判断に難しい問題が生ずる」旨の法務省答弁の趣旨
- (2) 外国人である子供との養子縁組
 - ア 外国人である子供を養子とする普通養子縁組又は特別養子縁組の可否
 - イ 未成年者を養子とする普通養子縁組と特別養子縁組の制度趣旨
 - ウ 養子となる子供の利益を図るという未成年者を養子とする普通養子縁組と特別養子縁組の制度趣旨は外国人である子供にも及ぶのかの確認
 - エ 外国人である子供を養子、日本人を養親とする特別養子縁組が成立した場合の養子の国籍の取扱い
 - オ 特別養子となった外国人である子供が日本国籍を取得する方法
 - カ 今回の特別養子制度の改正は外国人である子供を念頭に置いた制度設計をしているのかの確認
 - キ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律に基づく許可制度の対象となる民間あっせん機関に外国の企業が含まれること及びあっせんの対象に外国人である子

供が含まれることの確認

- ク 特別養子制度が人身売買の道具として悪用されるおそれがないことの確認
- ケ 外国人である子供を養子とする特別養子縁組が成立した場合の養子の在留資格
- コ 在留資格「日本人の配偶者等」における就労の可否
- サ 就労を主たる目的とした外国人である子供との特別養子縁組の成立を認めることの可否
- シ 国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約（ハーグ国際養子縁組条約）の概要及び未締結である当該条約についての今後の対応方針

松田功君（立憲）

（１） 特別養子制度

- ア 同性婚カップルが特別養子縁組の養親となることの可否
- イ 外国人である子供又は無国籍の子供が特別養子縁組をする場合と日本人である子供が特別養子縁組をする場合との手続上の違い
- ウ 児童相談所や養子縁組のあっせん団体に登録している養親希望者の登録数
- エ 養子縁組里親への里親手当の支給や里親研修の義務付けの有無

（２） 成年後見制度

- ア 成年後見制度の利用促進の観点から、成年後見関係事件の申立件数が伸びない要因
- イ 最高裁判所が作成している平成 26 年版の「成年後見制度」のパンフレットにある、候補者以外の方が選任される場合がある旨の記載及び欠格事由に関する記載を平成 30 年版のパンフレットから削除した理由
- ウ 成年後見開始の申立書で成年後見人の候補者が記載されたものの件数及びその候補者が選任された割合
- エ 上記ウの件数等を把握する必要性
- オ 家庭裁判所が成年後見人等を選任するに当たり、本人の意思をどの程度考慮しているのかについての最高裁判所当局の見解
- カ 本人の意思決定の尊重の観点から、本人が決めた後見人候補者が選任されるべきであり、候補者が選任されなかった場合にはその理由を本人に説明すべきであるとの考えに対する最高裁判所当局の見解
- キ 成年後見人選任の審判に対する不服申立てを認めていない理由
- ク 上記イの平成 30 年版のパンフレットにおける成年後見の対象者の説明を被後見人の人権を尊重すべきとしている成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨に沿うよう改める必要性
- ケ 平成 31 年 4 月から運用されている福祉関係者が本人に関する情報を記載して医師に提供するための「本人情報シート」を利用して診察の頻度も診察時間も少ない医師が成年後見関係事件の審判における事理を弁識する能力についての判断資料となる診断書等を作成することの可否
- コ 平成 31 年 4 月に改められた診断書の書式から、後見相当、保佐相当、補助相当の記載を削除した理由
- サ 「本人情報シート」の作成依頼者及び依頼のタイミング
- シ 成年後見人と成年後見監督人の意見が異なる場合の成年後見監督人の権限
- ス 身上監護の観点から親族後見人を増やしていく必要性及びそのための方策

井出庸生君（社保）

性犯罪

- ア 性暴力被害者の支援団体と協力した被害者の実態把握の調査の必要性
- イ 上記アの実態把握の調査を試していないにもかかわらず、実態把握は困難であると答弁するので

- はなく、実態把握の調査を試しに行ってみる必要性
- ウ 上記アの実態調査を行った上で、現場の警察官に性犯罪被害者の心情に配慮した対応を周知することの重要性
- エ 裁判官に対する性犯罪の研修の現状と今後の展望

森田俊和君（国民）

- (1) 若年妊婦（20歳未満で妊娠している者）への支援
- ア 中高生が妊娠した場合の学校における支援策
- イ 若い妊婦や望まない妊娠をした者への行政における支援策
- ウ 近年の高校生の妊娠による退学又はその誘導の実情
- エ 高校生が妊娠を理由に退学した後の支援策
- オ 児童相談所から若年妊婦を一時保護委託された医療機関において、出産が医療保険の適用外であるため当該医療機関が医療費を回収できない事態についての厚生労働省の見解
- (2) 出自を知る手掛りとなる特別養子縁組の戸籍及び裁判記録の取扱い
- (3) 特別養子制度が関係者それぞれにとってより良いものとするための取組に対する法務大臣の決意

源馬謙太郎君（国民）

- (1) 特別養子縁組の成立後の養親や養子に対する支援の必要性とその効果的な支援の在り方についての厚生労働省の見解
- (2) 養子縁組に関する民間のあっせん機関のサポート体制には非常にばらつきがあるため、ある程度の標準的な支援の体制についての基準を策定すべきとの意見に対する厚生労働省の見解
- (3) 特別養子縁組に出した実親に対する支援及び実親とその特別養子縁組の対象となった子供とのつながりに関する支援についての厚生労働省の見解
- (4) 住所又は居所が知れている実親に対して行われる審判をした日及び審判の主文の通知には養親の個人情報に記載されないことの確認
- (5) 平成29年1月施行の改正育児・介護休業法で導入された特別養子縁組の試験養育期間中の育児休業の取得状況
- (6) 特別養子縁組の試験養育期間中の育児休業制度に関する周知が十分に行き渡っているか否かについての厚生労働省の見解
- (7) 児童相談所の役割・任務の増大や多忙化への対応策についての厚生労働省の見解
- (8) 特別養子縁組の養親となる者の上限年齢を設けない理由
- (9) 養子縁組里親への委託に関する実親の同意にも一律の有効期限を設けるべきとの5月22日の当委員会における安藤参考人の意見に対する厚生労働省の見解

串田誠一君（維新）

- (1) 本法案では、15歳未満の養子候補者には自身の意思を陳述する機会が与えられていないことの確認
- (2) 諸外国では養子候補者が15歳未満の場合であっても、養子縁組の成立に養子候補者の同意を必要としている例が多くあるにもかかわらず、本法案において同様の規律を設けなかった理由
- (3) 養子候補者が15歳未満の場合について、養子候補者の同意を必要とせず、意向を考慮すると規定するのみでは、子供の意向を尊重しているとは言えないとの指摘に対する法務省の見解
- (4) 特別養子縁組の成立時に15歳未満であった養子本人が一定の年齢に達した時に普通養子縁組とするか特別養子縁組とするかを選択できるようにすべきとの考えに対する法務省の見解
- (5) 試験養育期間中の養親候補者による養子候補者に対する虐待を見逃さないために設けられている法

律上の対応策の有無

- (6) 家庭裁判所調査官から養子候補者に対して普通養子縁組に関する説明が行われるのか否かの確認
- (7) 特別養子の実父母も特別養子縁組の離縁を請求することができるかとされているが、当該実父母が養親の下での子の様子を知る機会が設けられているのかについての法務省の見解
- (8) 特別養子縁組の離縁が成立した場合、特別養子と実父母との法律関係が回復するにもかかわらず、特別養子の実父母が当該養子の状況を把握できない場合があることは矛盾しているとの考えに対する法務省の見解
- (9) 夫婦が離婚した後に親権を認められなかった一方の親との親子関係が特別養子制度の見直しにより不当に終了させられないよう、離婚後の共同親権が認められた後に同制度の見直しを行うべきとの考えに対する法務大臣の見解